目　次

過去問全肢解析講座テキスト

第1章 総　則 1 2

第1項 趣旨等 …… 3

第2章 保険関係の成立及び消滅等 9 6

第1節 保険関係の成立及び消滅 …… 11 6
第1項 保険関係の成立等 …… 11
第2項 保険関係の消滅事由（法5条） …… 19
第2節 保険関係の一括 …… 23 12
第1項 有期事業の一括 …… 23
第2項 請負事業の一括 …… 28
第3項 継続事業の一括 …… 31
演習問題 ／ 36

第3章 労働保険料の額 43 28

第1項 労働保険料 …… 45
第2項 一般保険料の額 …… 46
第3項 特別加入保険料 …… 59
第4項 印紙保険料 …… 66

第4章 労働保険料の納付 67 40

第1節 概算保険料 …… 69 40
第1項 概算保険料の申告・納付 …… 69
第2項 概算保険料の延納 …… 78
第3項 増加概算保険料等 …… 87
第2節 確定保険料 …… 95 50
第1項 確定保険料の申告・納付 …… 95
第2項 口座振替納付 …… 102

第3節 印紙保険料、特例納付保険料、滞納に対する措置 …… 104 62
第1項 印紙保険料 …… 104
第2項 特例納付保険料 …… 114
第3項 滞納に対する措置 …… 120

過去問全肢解析講座テキスト

第5章 労災保険のメリット制 125 80

第1項 継続事業（一括有期事業を含む）のメリット制 …… 127
第2項 有期事業（一括有期事業を除く）のメリット制 …… 137

過去問全肢解析講座テキスト

第6章 労働保険事務組合 141 88

第1項 委託事業主及び労働保険事務組合の認可 …… 143
第2項 労働保険事務組合の責任等 …… 149
第3項 管轄の特例、届出及び報奨金 …… 152

過去問全肢解析講座テキスト

第7章 労働保険料の負担、不服申立て及び時効等 157 96

第1項 労働保険料の負担 …… 159
第2項 不服申立て …… 163
第3項 時効 …… 165
第4項 書類の保存等 …… 167
第5項 罰則 …… 170
演習問題 ／ 172

労働保険の保険料の徴収等に関する法律　条文 ／ 178

索　引 ／ 205

第1章

過去問全肢解析講座▶テキスト2頁

総　則

第1項　趣旨等

1 ■ 趣旨（法1条）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律は、**労働保険の事業の効率的な運営**を図るため、労働保険の保険関係の**成立及び消滅**、**労働保険料**の納付の手続、**労働保険事務組合等**に関し必要な事項を定めるものとする。

〔沿革〕

労働保険徴収法は、労災保険と失業保険（現在の雇用保険）の適用徴収事務の一元化を主な目的として昭和44年に制定された法律であり、昭和47年4月から施行されました。もともと労災保険と失業保険（現在の雇用保険）とはまったく別の制度でしたので、それぞれの保険について別個に異なる方法で適用徴収の事務を行っていました。しかし、これでは事業主に過重な負担をかけるだけでなく、保険事業の効率的な運営も困難となっていました。そこで、両保険を「**労働保険**」と総称し、両保険の一元的な適用と保険料徴収の一元化を行い、事業主の事務負担の軽減を図ったものです。

なお、「**労働保険事務組合**」とは、労災保険に係る事務を扱っていた労災保険事務組合と、失業保険に係る事務を扱っていた失業保険事務組合とが統合されたもので、新たに規定し直したものです。

2 ■ 定義

〔1〕労働保険（法2条1項）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「徴収法」という）において「**労働保険**」とは、労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険（以下「**労災保険**」という）及び雇用保険法による雇用保険（以下「**雇用保険**」という）を総称する。

〔労働保険〕

労災保険と雇用保険を総称して「**労働保険**」という。

なお、徴収法における適用単位も、原則として「**事業単位**」とする。

※「**事業**」とは、経営上一体となっている企業全体（全事業）を指すのではなく、本店や支店、営業所や工場など一定の場所において相関連する組織のもとに業として継続的に行われる作業の一体をいう。

広義の社会保険	
労働保険	狭義の社会保険
・労災保険 ・雇用保険	・健康保険 ・国民健康保険 ・厚生年金保険 ・国民年金 ・介護保険　など

〔労働保険料〕

政府は、労働保険の事業に要する費用にあてるため保険料を徴収するが、徴収法においては、労災保険と雇用保険を一元化して考えるので、一般に労災保険料とか雇用保険料という概念はなく、「**労働保険料**」と呼んでいる。

→本テキストでは、受験生にとって分かりやすくするため、本試験に支障がない範囲で、「労災保険料」とか「雇用保険料」と記述する場合がある。

〔2〕保険年度（法2条4項）

徴収法において「**保険年度**」とは、**4月1日から翌年3月31日まで**をいう。

〔3〕適用事業

(1) 適用事業

労働者を使用（雇用）する事業を**適用事業**（強制適用事業）とする。

＊労災保険法では「労働者を使用する事業」（同法3条1項）と表現し、雇用保険法では「労働者が雇用される事業」（同法5条1項）と表現している。

(2) 暫定任意適用事業

労働者を1人でも使用する事業は適用事業とするのが原則であるが、**当分の間**、農林水産の事業のうち一部の事業については、労働保険の加入は事業主の意思やその事業に雇用されている労働者の意思に委ねられている。**当分の間について任意適用事業**とするので、これを「**暫定任意適用事業**」といい、加入又は脱退をするには、事業主による申請が必要とされている。

※「**船員法第1条に規定する船員を使用して行う船舶所有者の事業**（船員が雇用される事業）」は、次表にかかわらず、労災保険、雇用保険のいずれについても強制適用事業になる。なお、船員法50条1項では、「船員は、船員手帳を受有しなければならない。」とある。

●労災保険〈H７〉

<table>
<tr><th>事業の種類</th><th colspan="4">要　件</th></tr>
<tr><td>農業（畜産・養蚕業を含む）</td><td rowspan="3">個人経営</td><td>事業主が特別加入していないこと</td><td rowspan="2">常時使用労働者数５人未満</td><td rowspan="2">特定の危険有害作業を行う事業ではない</td></tr>
<tr><td>水産業</td><td>船員を使用して行う船舶所有者の事業でないこと
かつ
・総トン数５トン未満の漁船
又は
・河川、湖沼、特定水面で操業する漁船</td></tr>
<tr><td>林　業</td><td colspan="3">常時労働者を使用せず、かつ、年間使用労働者数が延300人未満であること</td></tr>
</table>

●雇用保険〈H19〉

<table>
<tr><th>事業の種類</th><th colspan="3">要　件</th></tr>
<tr><td>農　業</td><td rowspan="3">個人経営</td><td rowspan="3">常時使用労働者数５人未満</td><td></td></tr>
<tr><td>水産業</td><td>船員が雇用される事業でない</td></tr>
<tr><td>林　業</td><td></td></tr>
</table>

※特に「**林業**」の相違について出題されやすく、例えば、個人経営の事業主が行う林業の事業であって、常時３人の労働者を使用するものは、労災保険においては適用事業であるが、雇用保険においては暫定任意適用事業である。〈H７〉

重要ポイント

労災保険では、たとえ小規模事業であっても、労災事故が発生する可能性が高い事業については、暫定任意適用事業ではなく適用事業（強制適用事業）としている！

3 ■ 適用事業の区分

〔1〕継続事業と有期事業（法7条2号）

事業の期間が予定される事業を「**有期事業**」といい、有期事業以外の事業を「**継続事業**」という。

(1) 継続事業

継続事業とは、**事業の期間が予定されない事業**をいい、一般の工場、商店、事務所等がこれに該当する。企業経営の逼迫等により事業の終了が確定したとしても、有期事業になることはない。

(2) 有期事業

有期事業とは、ビル建設工事、道路工事、ダム工事、立木の伐採等の林業の事業などのように**事業の期間が予定される事業**をいう。有期事業については、その期間がどんなに長期にわたっても、継続事業に切り替えられることはない。〈H 16〉

重要ポイント

有期事業という概念は労災保険に係る保険関係のみにある概念であり、雇用保険に係る保険関係については有期事業という概念はない！

〔2〕一元適用事業と二元適用事業（法39条1項）

① 一元適用事業とは、②に規定する事業（二元適用事業）以外の事業をいう。
② 次の事業については、当該事業を労災保険に係る保険関係及び雇用保険に係る保険関係ごとに別個の事業とみなして徴収法を適用する。〈H 6・12・13・19・21・24・26〉
(1) **都道府県**及び**市町村**の行う事業
(2) **都道府県に準ずるもの**及び**市町村に準ずるもの**の行う事業
(3) 港湾労働法第2条第2号の**港湾運送の行為**を行う事業であって、6大港湾で行われるもの
(4) **農林**、畜産、養蚕又は**水産**（船員が雇用される事業を除く）の事業
(5) **建設**の事業

語句解説

「**6大港湾**」とは、東京、横浜、名古屋、神戸、大阪、関門をいいます。

＊建設会社の本店・支店などは一元適用事業かつ継続事業であるから、二元適用事業かつ有期事業となる建設の事業とは建設現場のことをいうものと想像しておいてください。

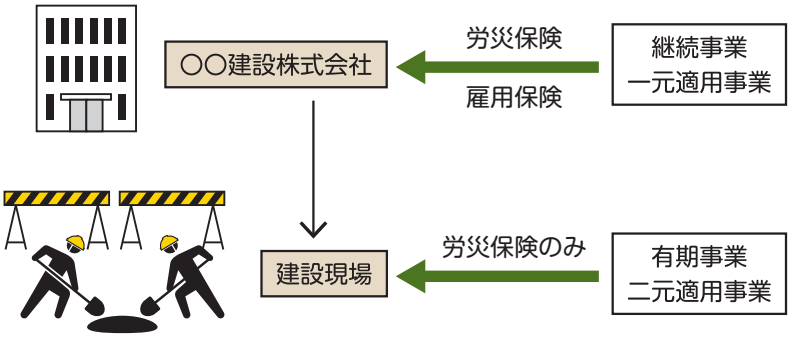

⑴　一元適用事業（原則）

徴収法は、労災保険と雇用保険の保険関係の成立及び消滅並びに労働保険料の納付手続を一元化することにより、事務の効率化を図る目的で制定されたものである。このように両保険の適用徴収事務が一元化して行われる事業を「**一元適用事業**」という。

⬇

したがって、一元適用事業が原則であり、次に述べる二元適用事業以外の事業は、一元適用事業とされている。

⑵　二元適用事業（例外）

徴収法は、従来の失業保険の適用及び保険料徴収の方式を労災保険の方式に合わせ、一元化して処理することを目的として制定されたものである。しかし、都道府県及び市町村の行う事業その他一定の業種に属する事業については、労災保険と雇用保険とで適用労働者の範囲が異なること、事業の適用単位を統一しがたい実情にあることなど、両保険の適用について一元的に処理することが困難な実態があるので、両保険の保険ごとに別個に２つの事業とみなして、それぞれの保険ごとに徴収法が適用される。

このように労災保険の適用徴収事務と雇用保険の適用徴収事務を、それぞれ別個に行う事業を「**二元適用事業**」という。〈H 26〉

重要ポイント

国の行う事業については、労災保険法の適用が除外されており、労災保険に係る保険関係が成立する余地がないため、二元適用事業とされていない！〈H 6・12・24・26〉

重要ポイント

暫定任意適用事業は、同時に二元適用事業でもある！

	国（行政執行法人を含む）	都道府県及び市町村
労災保険	適用なし	現業かつ非常勤の地方公務員のみ適用あり
雇用保険	適用あり※	適用あり

※雇用保険法６条６号により、「国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの」が雇用保険の適用除外とされているため、この規定に該当しなければ雇用保険が適用されることになる。